

発行所 〒703-8272
岡山市中区奥市3-22 岡山県遺族連盟
電話代表 086-271-7175
FAX 086-271-4815
郵便振替岡山01230-9-3532
発行責任者 岸本 清美
編集責任者 豊島 始男
印刷所 西尾総合印刷株式会社
定価(郵税共) 年額1,200円
ホームページ http://izoku-okayama.jp/



われわれは遺族の相互扶助、道義の高揚につとめ、平和日本建設に寄与し、戦争の防止、世界恒久平和の確立を期するを信条とする。

九段会館閉館に伴う

今後の遺族会の方針を協議

今後の遺族会を考える特別委員会

日本遺族会は五月二十六日(木)、九段会館で理事会、評議員会を開催し、英霊顕彰並びに処遇改善運動の経緯・今後の運動、平成二十二年度諸会計決算、平成二十四年度政府予算に対する遺族処遇改善の要望事項を審議すると共に、「今後の遺族会を考える特別委員会(委員長・古賀誠日本遺族会会長)」が取りまとめた報告書について協議を行った。

この委員会は、東日本大震災後の四月十二日に開催された緊急役員会で設置が決まったもので、委員会では震災による九段会館大ホールの天井落下事故に伴う諸問題(被害者への対応、事故の究明、九段会館閉館に伴う残務処理、土地・建物の返還、日本遺族会の存続、役員・事務局体制等)などを協議し、今後の遺族会の方針が取りまとめられた。理事会、評議員会へ報告された内容は次のとおり。

「今後の遺族会を考える特別委員会」報告書

一、経過の概要

(1) 平成二十三年三月十一日発生した東日本大震災により、日本遺族会が経営する九段会館大ホールの吊り天井が剥落し、死亡者二名を含む二十八名の被害者を出したことを受け、同年四月十二日、急遽、臨時の理事会、評議員会を開催し、誠に苦渋の選択であるが、諸般

の事情を考慮し、日本遺族会の収益部門である九段会館の廃業を決定した。また、日本遺族会の公益部門は、未解決の問題等あることから、今後も存続することを決めた。しかし、九段会館の廃業や、公益部門を存続させるためには、種々の手続きや問題があることから、本会に特別委員会を

- *副委員長 尾辻 秀久氏(副会長)
- *委員 森田 次夫氏(〃)
- 増矢 稔氏(〃)
- 畔上 和男氏(専務理事)
- 水落 敏栄氏(常任顧問)
- 仲沢 誠也氏(常務理事)
- 勝間 周作氏(〃)
- 杉山 英夫氏(〃)
- 廣明 研正氏(〃)
- 高橋 正徳氏(〃)
- 小川 忠徳氏(〃)
- 富田 千秋氏(〃)
- 一重 靖夫氏(監事)
- 皿井 吾一氏(〃)
- 岸本 清美氏(〃)
- 高橋 フミ氏(女性部長)
- 野村しげ子氏(同副部長)
- 三浦 妙子氏(〃)
- 山田 周二氏(事務局長協議会幹事長)
- 稲 寿氏(同幹事)

(4) 第一回特別委員会を四月二十五日に開催し、委員長に古賀誠会長、副委員長に尾辻秀久副会長を互選。初めに今後の会議の進め方について協議し、本日の委員会を含め、三回の会合を開いて取りまとめを行い、五月二十六日の理事会・評議員会に報告することを確認した。そして、論点を九項目に整理し議論を行った。(5) 第二回特別委員会を五月九日、第三回特別委員会を五月二十日に開催し、議論した。

しかし、時間的余裕がないことや、今後は九段会館特別会計からの繰入れが見込めないことなどから、日本遺族会の存続、新たな事務局体制などの財政面を中心に論議し、以下のとおり取りまとめた。

二、報告書

(1) 被害者への対応は、既に青南法律事務所に委任した。被害者への補償等で考えられることは、弔慰金、見舞金、慰謝料、営業補償、入院・通院費等である。これらについては、同法律事務所と連携を密にし万全を期することとした。

また、被害者に対するお見舞等は引き続き継続して実施し、症状などの情報も併せて収集することとした。

(2) 事故究明委員会の設置

① 三月十一日の東日本大震災で九段会館ホール吊り天井が剥落した原因について、中立、公平な立場で究明しなければならぬ。

このため、既に東京大学生産技術研究・工学博士川口健一教授らに調査を依頼している。

② 事故究明委員会の構成メンバーは以下のとおり。(省 略)

③ また、所轄である「麹町警察署」の調査等に協力する。

(3) 九段会館の廃業に伴う残務整理

① 平成二十二年度、諸会計の決算書を作成する。

九段会館特別会計

② 職員は、本年六月三十日付をもって全員解雇する。なお、解雇に伴う職員の退職金等については、職員の代表である親睦会と協議し、合意を得ている。

③ 職員の再就職を最優先し、このための活動など、本会は出来るだけの支援、協力を行う。また、早期退職などで不利にならぬよう十分配慮する。

④ その他、顧客・委託業者への補償、保守・リース契約の解約、備品等の処分を行う。

(4) 国有財産の土地、建物の返還

① 九段会館の廃業に伴う残務整理及び本会の新体制の目的が、現時点で返還することといたしたい。

② 九段会館の建物は、昭和初期の代表的建築物であり、二・二六事件の戒厳司令部が置かれるなど、歴史的にも極めて評価の高い建物である。

昭和三十二年から

は、五十四年間の長きに亘り戦没者遺族の殿堂であり、拠所であった。その九段会館を解体するようなことがあつてはならない。

このため、博物館など何らかの形で永久保存するよう国に対して強く要請することとした。

保存が実現した場合、建物の一部に本会の事務所の入所を認めるよう、今から国に対して働きかけを行っていくこととした。

(5) 日本遺族会の存続については、本特別委員会の最も重要な柱であることから、この問題について重点的に検討し、以下のとおり取りまとめた。

① 平成二十三年度の本会の活動方針、事業計画及び予算(九段会館特別会計を除く)は、概ね計画どおり実施する。

② 今後は、九段会館特別会計からの繰入れ金が見込めないことから、財政的にも極めて厳しい運営を強いられることが十分予測される。

このため、平成二十三年度に限り、基金を取崩すなどして一般会計に必要額を上限を設けて繰入れることとした。

③ 平成二十四年度からは、支部分担金を増額することを願うこととした。

算出方法は、従来どおり1/2均等割、1/2指数(公務扶助料等受給者数割とする)。

④ また、平成二十四年度からは、本部からの配分金、即ち老人福祉助成費、遺族援護強化費、事務補助費、支部研修会助成費は廃止することとした。

なお、社会活動助成費については平成二十三年度から廃止することとした。

⑤ なお、③及び④については、各支部に大幅な財政負担を強いることから、各支部の合意を得なければならぬ。

このため、今後開催される各ブロック会議等において、事業と予算の両面から十分検討願う、その結論を平成

二十四年度からの活動方針・事業計画及び予算に反映させることとした。

⑥ 本会役員等の見直しは平成二十四年二月の理事会・評議員会である。

それまでの間は、現行体制とする。

⑦ 本会役員等の定数等については、各ブロック会議等で十分検討願う、明年二月の理事会・評議員会において、大幅な見直しを行うこととした。

(7) 新たな本会の事務局体制
七月一日付で一部職員を再雇用する。
新・日本遺族会事務局機構は別表のとおり。
(省 略)

*本会関係 職員12名(事務局長除く)、パート2名
*昭和館関係 職員3名
(8) 新事務所の設置
靖國神社に近い、九段下周辺に設置することとした。

物件等については、正副会長に一任願う。三、平成二十三年度予算

の補正、寄付行為等の改正
平成二十三年度予算の補正、寄付行為等の改正については、現執行部に対応を一任願う。

四、政治連盟の存続
本会の要望事項を実現させるためには、政治的影響力を持つことが不可欠である。

このため、引続き日本遺族政治連盟は存続させることとした。

靖國神社にお参りしないということは就任の時にも申し上げた。私の姿勢は明確に示しており、理解されると思う」と主張。また、仙谷由人官房長官(当時)も会見で「閣僚は公式参拝を自粛するのが、従来の日本の政府の考えだ」と述べる。

(7) 平成22年8月15日の「戦没者を追悼し平和を記念する日」に菅総理や閣僚の靖國神社参拝はなかったが、自民党の谷垣禎一総裁は大島理森自民党幹事長(当時)らと共に靖國神社に参拝された。また、安倍晋三元総理も同日参拝された。閣僚の参拝者がゼロだったのは、記録が残る昭和55年以降30年間で、初めてとなった。

(8) 平成22年8月15日、中国の国営新華社通信は、菅総理が全国戦没者追悼式でアジア諸国への加害責任などに言及した式辞を述べたことについて、「日本の首相アジア諸国にお詫び」と東京発で速報。

中国共産党関係者は「鳩山由紀夫前総理に続き菅総理も靖國神社に参拝しないと明言したことは、中日関係にとっていいことだ」とし、日本の歴史認識問題に対する民主党政権の態度を評価する姿勢を示す。

2. 閣僚等の靖國神社参拝

- 平成22年4月22日、春季例大祭
*閣僚の参拝 無し
*みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会 115人(代理含む)
- 平成22年8月15日
戦没者を追悼し平和を祈念する日
*閣僚の参拝 無し
*みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会 95人(代理含む)
- 平成22年10月19日、秋季例大祭
*閣僚の参拝 無し 政務官1人
*みんなで靖國神社に参拝する国会議員の会 128人(代理含む)

英霊顕彰並びに処遇改善運動の経緯

【英霊顕彰運動】

1. 内閣総理大臣等の靖國神社参拝

- 平成22年5月6日、内閣総理大臣に対し、国のために礎となられた戦没者に敬意と感謝の誠を表すため靖國神社へ参拝するよう、都道府県下の市区町村遺族会名又は会長名での提言FAX、メール及びハガキによる陳情の実施を要請。市区町村遺族会へ5月末までに徹底を図り、8月上旬までに実施することとした。
- 菅直人内閣総理大臣の誕生
平成22年6月2日、鳩山由紀夫総理(当時)は、民主党両院議員総会で、米軍の普天間飛行場移設問題や、自らの政治とカネの問題の責任を取り辞任を表明。民主党は緊急の役員会等を開催し、小沢一郎幹事長(当時)を含む執行部が総退陣した。
- これを受け、平成22年6月4日、民主党代表選が行われ、菅直人副総理兼財務相(当時)と橋本信二衆院環境委員長(当時)の2人が立候補し、菅直人副総理兼財務相(当時)を民主党の新代表に選出。同日午後、衆参両院本会議の首班指名選挙で、菅直人民主党代表が第94代内閣総理大臣に選出された。
- 平成22年6月15日、菅総理は、参院本会議の各党代表質問に対する答弁の中で、靖國神社参拝について「個人的には何度も参拝したことはあるが、靖國神社にはA級戦犯が合祀されていることから、総理や閣僚の公式参拝には問題があると考えており、総理在任中は参拝するつもりはない」と明言。
- 平成22年7月30日、日本遺族会は基本方針である「総理の靖國神社参拝」の実現に向けて、菅直人内閣総理大臣宛に「内閣総理大臣の靖國神社への参拝のお願い書」を送付。
- 平成22年8月6日、岡田克也外相(当時)は記者会見で、東京裁判での所謂「A級戦犯」が合祀されていることを理由に、終戦の日の8月15日に靖國神社に参拝しないことを明らかにした。
- また、「閣僚、特に外相が参拝するのは不適切だ」と述べ、他の閣僚の参拝も望ましくないとの認識を示す。
- 平成22年8月10日、菅総理は記者会見で、「総理在任中に

の一部2千円を支払うよう命じていた。

白木勇裁判長は判決で、本件発会式に「出席して祝辞を述べる行為が宗教との係わり合いを持つものであることは否定し難い」としつつも、「地元にとって本件神社は重要な観光資源としての側面を有していたものであり、本件大祭は観光上重要な行事であった」との基本的な認識を示し、その上で「地元の観光振興に尽力すべき立場」にある市長が祝辞を述べた行為は「市長としての社会的儀礼を尽くす目的で行われたものであり、宗教的色彩を帯びない儀礼的行為の範囲にとどまるものであって、特定の宗教に対する援助、助長、促進となるような効果を伴うものでなかった」と判示し、「憲法上の政教分離原則及びそれに基づく政教分離規定に違反するものではない」と結論づけた。

8. 沖縄県「靖國神社合祀取り消し訴訟」の那覇地裁判決について

(1) 沖縄戦などで死亡した肉親が無断で靖國神社に合祀され、「追悼の自由」が侵害されたとして、沖縄県内の遺族5人が靖國神社と国を相手に、合祀取り消しと慰謝料(各10万円)を求めた訴訟の判決が10月26日、那覇地裁であった。

平田直人裁判長は「合祀は信教の自由を妨害する強制や不利益を伴うものではなく、原告の権利を侵害するとは認められない」と遺族の請求を退け棄却した。遺族は控訴する方針である。

(2) 原告はいずれも70代の男性5人で、肉親10人(沖縄戦で、ひめゆり学徒隊に動員された17歳の女生徒や、国に「戦闘参加者」とみなされた2歳の幼児を含む一般住民6人が含まれる)の合祀について、平成20年に提訴している。

原告側は、沖縄住民は旧日本軍により避難場から追い出されるなどした被害者だと訴え、「合祀により戦争被害者を加害者である日本軍に取り込むことは死者に対する冒瀆である。また、靖國神社への無断合祀により、原告らの人格に深刻な侵害が加えられている」と主張し、靖國神社が管理する「霊壘簿」から氏名を消すよう要求。国に対して「合祀は国の行為の結果で、政教分離に反する」と提訴していた。

(3) これを受け、靖國神社は「宗教行為の自由」を根拠に「遺族の承諾なく合祀することに問題はない。霊壘簿からの氏名抹消は神聖な祭神への非礼だ」と訴え、却下を主張。国も「神社には戦没者氏名簿の一般的な調査回答をただけで、合祀は神社の判断だ」と棄却を求めている。

9. 北海道砂川市「砂川市市有地内神社撤去訴訟」の差し戻し控訴審判決について

(1) 平成22年12月6日、北海道砂川市が市有地を空知太神社に無償提供していることが、憲法の政教分離に違反するかどうか争われた訴訟の差し戻し控訴審判決で、札幌高裁の末永進裁判長は、「有償化など市提案の違憲状態解消策は合理的かつ現実的」と判断、違憲とした市側敗訴一審札幌地裁判決を取り消し、住民側の請求を棄却した。

(2) 本訴訟は、北海道砂川市の市有地に建てられた町内会館の中に、ごく小さな神社(空知太神社)が存在することを巡って、その建物を所有・管理する地元の町内会に対して、市が神社の撤去を請求することを怠ったことなどの違憲確認を求め、2人の市民が平成16年に提起していたもので、一、二審判決とも違憲と判断され、市側が上告していた。

(3) しかし、平成22年1月20日、最高裁大法廷で、竹崎博允裁判長は「無償で提供していることは違憲」との判断を示したうえで、違憲状態解消の手段について審理を尽くすべきだとして、二審判決を破棄し札幌高裁に差し戻したものの。

(4) 差し戻し審では、妥当な解決策は何か争点となり、市側は市有地に立つ町内会館にある祠を同じ敷地内の鳥居付近に移し、一角を年約3万5千円で氏子側に提供、会館神社の看板を外すと提案した。

(5) 一方、施設撤去を求めた住民側は「使用料をさかのぼって請求しない点も違憲」と主張したが、末永裁判長は「問題は現状の違憲状態の解消手段。過去の違憲行為は別途解決すべきだと」退けた。

しかし、原告側は判決を不服として平成22年12月17日に最

3. 地元選出国會議員に対する靖國神社問題等の理解と協力について

國會議員の世代交代が進み「先の大戦」や「靖國神社問題」に対する正しい知識と関心が薄れていると懸念される中、靖國神社問題等に対する理解と協力を図るため、地元選出国會議員が帰省した際に、各支部から「国民の代表である國會議員として靖國神社や護國神社等に参拝し、英霊に感謝の誠を捧げていただきたい」旨の要請を行った。

また、超党派の國會議員でつくる「みんなで靖國神社に参拝する國會議員の会」への入会をお願いした。

4. 石原慎太郎東京都知事、森田健作千葉県知事の靖國神社参拝について

石原都知事は平成22年8月15日、靖國神社に昇殿参拝された。平成12年の都知事就任以来、連続11回。

また、森田千葉県知事は8月15日、平成21年に続き2度目となる靖國神社への昇殿参拝を行った。

5. 国立の戦没者追悼施設新設構想について

(1) 平成22年8月10日、長妻昭厚生労働大臣(当時)は記者会見で、「今後、国立の広く参拝が可能な(追悼施設の)あり方を検討し、実現していくことが必要だ」と、新たな国立追悼施設の必要性に踏み込み、建設に前向きな考えを表明。

(2) 平成22年8月14日、菅総理は記者団の質問に対し、靖國神社に代わる無宗教の国立追悼施設を建設する構想について、「(民主)党内外でもかなり議論がある。今直ぐどうという結論ではなく、そういう議論の在り方を見ておきたい」と述べ、平成23年度予算案で、施設設置に向けた調査費計上を見送る考えを示した。

6. 全国戦没者追悼式の放映時間の延長について

(1) 平成21年9月及び平成22年5月に開催された女性部研修会で、NHKが中継する全国戦没者追悼式の放映時間が短すぎるとの意見が提起され、平成22年7月22日に開催した女性部幹事会で、本会と一緒にNHKに対して放映時間の延長を要望することを決定した。

(2) 平成22年7月22日、森田、増矢両副会長、正副女性部長並びに女性部幹部はNHKに赴き、「8月15日の全国戦没者追悼式の放映時間の延長についての要望」を福地茂雄会長(当時)宛て手交。また、各支部へは平成22年7月27日、放映時間の延長についての要望書を各都道府県会長、女性部長連名で送付するよう依頼した。

(3) しかし、平成22年度は放送時間が延長されるまでには至らなかったため、引き続き平成23年度以降も本会と共に女性部が中心となり、8月15日の全国戦没者追悼式の放映時間が延長されるよう、NHK及び各都道府県に所在するNHK支局も同時に働きかける陳情運動を実施することとなった。

4 平成23年1月27日、増矢副会長、正副女性部長並びに女性部幹部はNHKに赴き、「8月15日の全国戦没者追悼式の放映時間の延長についての要望」を松本正之会長宛、手交した。

7. 石川県「白山市神社奉賛会出席訴訟」の最高裁判決について

(1) 平成22年7月22日、最高裁第一小法廷(白木勇裁判長)は、平成17年秋に石川県白山市の市長が、地元の白山比咩神社で5日間に渡って斎行された「御鎮座二千百年式年大祭」の奉賛会の発会式に出席して祝辞を述べたことが、憲法の定める政教分離原則に違反し、これに伴う運転職員の手当てなどの公金支出は違法であるとして、市長に対してその返還を求めた上告審判決で、白木勇裁判長は「合憲」と判断し、二審の違憲判決を破棄、住民側の請求を退けた。

(2) 一審の金沢地裁は「津地鎮祭訴訟」で最高裁判決が提示した「目的効果基準」にのっとり、祝辞の表明は「社会的儀礼の範囲内の行為である」と判示し、原告の請求を退けたが、二審の名古屋高裁金沢支部判決は同じく「目的効果基準」に拠りながら「社会通念上、儀礼の範囲を逸脱している」と全く逆の認識を示し、「憲法20条3項の禁止する宗教的活動に当たり、許されない」と、一転して違憲と判断、公用車経費

当(ボーナス)0.2か月分(4.8%)を引き下げよう内閣と国会に勧告した。

3. 平成22年8月31日、各省庁より財務省に概算要求が提出された。硫黄島関係経費特別要望枠として15億5,900万円が要求された。

4. 平成22年10月13日、平成23年度予算編成に国民の声を反映させる試みとして政府が行った「元気な日本復活特別枠」要望事業のパブリックコメント(政策コンテスト)への意見提出の中で、厚生労働省が進める「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業(硫黄島での遺骨帰還事業の予算が対象)」に関して、各都道府県支部からの意見を総理官邸にファクシミリで提出するよう要請。

5. 平成22年11月16日、自由民主党の厚生関係団体委員会懇談会が党本部で開催され、平成23年度の本案の要望事項、概算要求の完全実現がなされるよう陳情した。

平成22年12月16日、午前10時から九段会館ホールにおいて全国戦没者遺族代表約930名が参集して、第67回全国戦没者遺族大会を開催した。

大会には自民党の谷垣禎一総裁、小池百合子総務会長、伊吹文明遺協会長をはじめ、自民党所属国会議員136名(内、代理70名)、厚生労働省社会・援護局長、総務省人事・恩給局長らが来賓として出席した。

大会終了後、各支部代表は自民党所属国会議員に対し、本案の要望事項に対する協力の陳情を行った。

6. 平成22年12月24日、民主党内閣は平成23年度政府予算の原案を閣議決定した。

厚生労働省が進める「平和を祈念するための硫黄島特別対策事業(硫黄島での遺骨帰還事業の予算が対象)」として11億1,000万円が決まるなど、本案の要望事項は概ね認められた。

高裁に上告した。

10. 大阪府「靖國神社合祀取り消し訴訟」の大阪高裁判決について

(1) 平成22年12月21日、大阪高裁で戦没者遺族9人が靖國神社と国を相手に、「霊璽簿」などから親族の氏名を抹消する「合祀取り消し」を求める訴訟の控訴審判決があった。

前坂光雄裁判長は「国による戦没者氏名の提供行為は、憲法の政教分離原則に違反する」と、靖國合祀訴訟で初めての判断を示した。そのうえで、「合祀は靖國神社がしたもので国の宗教行為とはいえない」として、原告の請求を退け一審の大阪地裁判決を支持、原告側の控訴を棄却した。原告は上告する方針。

(2) 前坂裁判長は、自衛官の遺族が護國神社への合祀拒否を求めて敗訴した訴訟の最高裁判決(昭和63年)を根拠に、「合祀は遺族に宗教儀式への参加を強制するものではなく法的利益の侵害はない。靖國神社にも宗教活動の自由が保障されている」と判断、合祀の取消を認めなかった。

(3) しかし、前坂裁判長は、

- ① 旧厚生省が合祀予定者を神社に通知していた。
- ② 調査費用が国庫負担だった。

以上の経緯を踏まえ、「合祀の円滑な実行のため、国の協力が大きかったのは明らか」と言及、国の行為は「宗教行為そのものを援助、助長し、影響を与えた」として政教分離原則に反するとの判断を示した。

【処遇改善運動】

1. 平成22年7月28日、厚生労働省社会・援護局、援護企画課長、総務省人事・恩給局を訪ね、平成23年度政府予算の概算要求に本案の要望事項が反映されるよう陳情した。

2. 平成22年8月10日、政府は平成22年度の国家公務員一般職の給与について、月給を平均757円(0.19%)、期末・勤勉手

全国戦没者追悼式の放映時間延長

NHK本部と岡山放送局に要望書を送付

岡山県
遺族連盟

県遺族連盟では、八月十五日に日本武道館で行われる全国戦没者追悼式の放送時間の延長について、NHK本部と地元岡山放送局に要望書を送付した。追悼式の放映時間の延

このため、日本遺族会では平成二十三年度事業計画に放映時間延長の運動を盛り込み、その実現を期することになっているが、県遺族連盟においても、日本遺族会の方針に基づき平成二十三年度事業計画を策定、県連盟会長と女性部長の連名により、五月二十五日付けで東京のNHK本部及び岡山放送局に要望書(別掲)を送付した。

全国戦没者追悼式の放映時間延長についての要望

先の大戦の終結から六十六年の歳月が過ぎようとして、戦後生まれの世代が国民の七割を占める中、あの戦争の記憶は無常の如く風化しつつあります。このような時代において、私ども戦没者遺族に課せられた大きな責務は戦争の悲惨さと平和の尊さを次の世代に語り継ぐことだと考えております。

さて、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」である八月十五日に、毎年、天皇皇后両陛下のご臨席を仰ぎ、日本武道館において全国戦没者追悼式が厳粛盛大に執り行われておりますが、この追悼式に参列できる戦没者遺族は、ほんの数千人であり、それも参列できるのは一生で一回限りであります。従いまして、全国の戦没者遺族及び戦災者遺族の殆どの方々

は、NHKのテレビ放映を心待ちにいたしております。しかしながら、テレビ放映は一瞬のうちに終了してしまい、私ども遺族はいつも残念に思っています。

ところであります。できますれば、昨年六月二十三日に行われた沖縄県戦没者追悼式の模様を、貴局で零時十五分から約三十分の間、放映されましたように、全国戦没者追悼式も同程度の放映時間にしていただければ幸甚でございます。私どもは、「二度と戦争を起こしてはならない、私たちのような遺族を出してはならない」という思いから、また、国民一人一人が平和の尊さを今一度立ち上まり考えるためにも、より多くの方々へ貴局で放映される戦没者追悼式を見ていただきたいと心より願っております。どうか、私ども戦没者遺族の切なる思いをしっかりと受けとめていただき、よろしくお取り計らいいただきたくお願い申し上げます。

平成二十三年五月二十五日

岡山県遺族連盟

会長 岸本清美
女性部長 秀平良子

日本放送協会
会長 松本正之様

平成23年度外国地域戦跡慰霊巡拝
東部ニューギニア及び
ラバウル方面の巡拝を計画

岡山県遺族連盟

岡山県遺族連盟では毎年、古郷遙か遠い異郷の地で散華された戦没者ご英霊の苦難の戦いを偲び、御霊をお慰めするた
め、県補助事業により海
外の戦跡慰霊巡拝事業を
実施しています。
平成二十三年度は、現
在の諸事情により昨年度
中止した「東部ニューギ
ニア及びラバウル方面」
の巡拝を計画しています。
九月二十四日から五泊
六日の日程で多くの将兵
が死闘を繰り広げた戦域
を巡ると共に、現地に建
立されている各慰霊碑で
追悼式を執り行いますの
で、関係ご遺族は勿論の

こと、他地域のご遺族の
皆様方にも参加いただ
き、赤道遙か南方に眠ら
れます戦没者ご英霊をお
慰めし感謝の誠を捧げた
いと存じます。
是非一緒に鎮魂の旅
にご参列を賜ります様ご
案内申し上げます。

目次	月日	地名	時間(現地)	交通機関	行程
1	9/24 (土)	岡山空港発 羽田空港着 成田空港発	昼頃 21:25	専用バス PX-055	岡山空港集合。空路、羽田空港へ バスで靖国神社へ 昇殿参拝後、成田空港へ ニューギニア航空でパプアニューギ ニア国ポートモレスビーへ …機中泊
2	9/25 (日)	ポートモレスビー着 ポートモレスビー発 ラバウル着	4:40 8:30 11:25	PX-206 専用バス	ポートモレスビーで朝食・休憩後、 空路、ニューブリテン島ラバウルへ 【ラバウル周辺慰霊巡拝】(南太平洋戦 没者の碑で戦没者追悼式、大発洞窟な ど) …ラバウル泊
3	9/26 (月)	ラバウル発 ポートモレスビー着 ポートモレスビー発 マダン着	7:05 8:25 10:00 11:05	PX-275 PX-910 専用バス	空路、ポートモレスビーへ 空路、マダンへ 【マダン周辺慰霊巡拝】(ヤボブヒル、 アムロン高地、フィンシュハーヘン飛 行場跡) …マダン泊
4	9/27 (火)	マダン ハンサ マダン	終日	専用バス	【ウリンガン、ハンサ方面慰霊巡拝】(ハ ンサ湾で慰霊祭、ハンサ富士と呼ばれ たマナム島など) …マダン泊
5	9/28 (水)	マダン発 ポートモレスビー着 ポートモレスビー発 成田空港着	7:20 8:20 14:40 20:15	PX-125 専用車 PX-054 専用バス	空路、ポートモレスビーへ 【ポートモレスビー周辺慰霊巡拝】 空路、成田空港へ 羽田空港付近のホテルへ …東京都内泊
6	9/29 (木)	羽田空港発 岡山空港着	午前 午前 昼頃	シャトルバス	バスで羽田空港へ 空路、岡山空港へ 着後、解散

- ◎参加経費 270,000円也(補助資格者お一人経費)
注1) 補助資格者は戦没者ご遺族(但し、戦没者一柱につき1人が補助対象)
上記以外の方は30,000円の追加経費でお受けいたします。
注2) 旅行傷害保険加入は任意となります。
- ◎募集人員 20名程度
- ◎お申し込み 県遺族連盟へ8月5日(金)までに
※上記日程は交通機関の都合により時刻等が変更になる場合があります。

シットタン河で涙の慰霊祭

倉敷市五日市
森下 尚子



シットタン河で父の慰霊祭に臨んだ森下さん

三月二十一日から三十
日まで、ミャンマー慰霊
友好親善訪問団に参加さ
せていただきました。
父がシットタン河で行方
不明になったのは、昭和
二十年七月二十二日のこ
とです。あれから六十五
年、何時かは父の最後の
地を訪れたいと思ってい
ましたが、六十五歳にな
った年にやっと念願が叶
い、こんなに嬉しいこと
はありません。父が歩い
たであろう、見たであろ
うこの土地、この場所が
とてもいとおしく感じら
れました。
父はシットタン河を渡る
途中、あいにくの雨季の
中、体力・気力も尽き果
てて濁流に流されたとの
ことです。シットタン河を
初めて目にした時、涙が
止まりませんでした。三
月二十五日、そのシット
タン河で父の慰霊祭を行っ
ていただきましたが、追
悼文を捧げる時も涙が止
まりませんでした。
シットタン河で行方不明
になった父の遺品は何も
無く、笠岡にあるお墓に
は六十五年間、何の遺品
も納められませんでした。
ミャンマーへ旅立つ
前、九段会館で小さなお
地蔵様の像を二体求め、
一体のお地蔵様の胸に故
郷の土を納め、シットタ
ン河の河原に埋めました。
そして、もう一体のお地
蔵様には、シットタン河の
小石と土を入れて持ち帰
り、お寺様の読経のもと、
父のお墓へ納めました。
これで、六十五年ぶり
にやっと父への御恩返し
ができました。胸のつか
えも取れて清々しい気持
ちです。父もやっと安ら
かに眠ることが出来るで
しょう。これも、お世話
して下さいました遺族会
をはじめ関係者の皆様方
のおかげです。ありがとうございます。
ごさいました。これから
は家族と共に、穏やかに
毎日を過ごして行きたい
と思っております。

平成23年度政府補助事業

「遺児による慰霊友好親善事業」ご案内

平成三年から日本遺族会が政府の委託・補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」は、戦没者遺児に対する慰藉の一環として、父を国に捧げた戦没者の遺児が、一度は亡き父の眠る地に赴き心ゆくまで慰霊追悼を行うと共に、現地の人々と友好親善を深めることを目的として、父を国に捧げた戦没者の遺児が、一度は亡き父の眠る地に赴き心ゆくまで慰霊追悼を行うと共に、現地の人々と友好親善を深めることを目的とした事業です。既に、本紙の三月号において平成二十三年度に計画されている地域の実施概要をお知らせしましたが、このたびは十四地域

及び特定地域三地域の日程・訪問地の詳細が発表されました。一人でも多くの遺児が、亡き父の終焉の地において慰霊追悼の誠を捧げられます様、皆様のお申し込みをお待ちしています。

※本紙四月号でお知らせしましたが、厚生労働省の公募時期が大幅に遅れています。このため、本事業の実施は補助金交付団体に指定された場合となりますので、ご了承ください。

▼実施地域等 実施地域(周辺公海上を含む)で父を亡くした戦没者の遺児に限る。▼参加費 十万円 集合場所及び解散場所以外、自宅間の交通費及び帰国時の国内宿泊費は個人負担です。手配は参加者自身でお願いします。

▼応募資格 実施地域(周辺公海上を含む)で父を亡くした戦没者の遺児に限る。▼参加費 十万円 集合場所及び解散場所以外、自宅間の交通費及び帰国時の国内宿泊費は個人負担です。手配は参加者自身でお願いします。

▼その他 (1) 実施の日数には東京都内等の集合日が含まれます。なお、集合場所での結団式及び渡航手続き・説明会を行います。 (2) 参加希望者が募集人員を上回る場合は本部で選考すると共に、各

Table with columns: 実施地域, 実施時期, 募集人員, 申込締切. Rows include 旧ソ連, モンゴル, フィリピン (1次), 東部ニューギニア (1次), 中国 (1次), ボルネオ・マレー半島, 西部ニューギニア (1次), ミャンマー (1次), ソロモン諸島, マリアナ諸島, 西部ニューギニア (2次), 東部ニューギニア (2次), トラック諸島, パラオ諸島, フィリピン (2次), ミャンマー・インド(2次), 中国・バシー海峡.

上記14地域の他に特定地域として下記3地域を行う予定です。○旧満州 (A班=ハルビン、北安、黒河、瀋陽 B班=大連、長春、吉林、牡丹江、延吉、北朝鮮(中国国境より) 平成23年9月14日(水)～9月23日(金) ○マーシャル・ギルバート諸島 (A班=クエゼリン、ルオット、マジユロ、ヤルト、ミレー B班=タラワ、マキン) 平成24年2月4日(土)～2月12日(日) ○ビスマーク諸島 (A班=マヌス、カビエン、ラバウル B班=プカ島、ブーゲンビル島(機上選拝)、ラバウル) 平成24年2月11日(土)～2月18日(土)

遺族会の動き 平成二十三年六月行事表. Table listing dates from 16日 to 2日 and corresponding events like 浅口市郡遺族連合会評議員会(鴨方町内), 小田郡矢掛町戦没者追悼式(矢掛町農村環境改善C), etc.

平成二十三年七月行事表. Table listing dates from 16日 to 2日 and corresponding events like 県連盟女性部会議(いさお会館), 県連盟理事・評議員合同会議(県連盟大会議室), etc.